# 鹿屋市立上小原小学校 いじめ防止基本方針

## いじめ防止に関する基本方針

【基本理念】
いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって，本校では，全ての児童がいじめを行わず，および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように，いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として，いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】
どんな理由があっても，いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】
全ての児童が安心して学習，その他の活動に取り組むことができるように，保護者および関係者との連携を図りながら，学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は，適切かつ迅速に対処し，再発防止に努める。

## いじめ防止のための基本施策

（1） いじめ防止のための教育活動

○　児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流能力の素地を養うため，全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育および体験活動等の充実を図る。特に，その中核となる，道徳の授業の充実については，機会を捉え，その重要性を全教職員で共通理解を図る。加えて，学級活動，児童会活動等の特別活動を通して，児童が自らいじめ問題について考え，議論する活動を推進する。
○　保護者並びに地域住民，その他の関係者との連携を図りつつ，いじめ防止に資する，児童が主体的に行う活動に対する支援を行う。特に，地域への啓発活動については，保護者の協力を得るなど，連携を十分に図る。
○　毎学期初めに「いじめ問題を考える旬間」を設定し，道徳や学級活動等で，いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための指導を行うとともに，児童及び家庭への啓発に努める。
○　「分かる授業」をめざした授業改善に努め，「分かる楽しさ」や「できた喜び」を味わわせることを通して自己肯定感を培い，心の荒れを予防する。
○　ルールやマナーの大切さとそれを守ることの重要性について理解させ，規範意識の高揚を図り，規律正しい学校全体の雰囲気を醸成する。
○　体験活動や異年齢集団での活動等を通して，豊かな心や自己有用感の獲得を促し，他人を尊重し，思いやり，大切にしようとする心を養う。

（2） いじめの早期発見のための措置

○　日常的に児童等の様子や行動を観察することにより，保護者と連携を図りながら，変化を把握するようにする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かの判断をするものとする。
○　いじめを早期に発見するため，在籍する児童に対する定期的な調査を実施するとともに，調査後の聞き取り等，必要な措置を講ずる。
○　構成的グループエンカウンターを年6回実施する。そのことにより，友達と本音でふれあい，特定の思考・感情・行動にとらわれることなく，自己開示をしやすい雰囲気作りを行う。
○　児童・保護者・職員に対する学校評価を年3回実施し，いじめの未然防止に努めていく。また，学校楽しぃーとも年3回実施し，担任と児童間の信頼関係の構築に努める。

○　児童および保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう，定期的な教育相談期間を設ける。

| 定期教育相談 | 6月 | 夏季休業期間 | 11月 |
| --- | --- | --- | --- |
| | 全児童対象 | 希望保護者対象 | 希望保護者対象 |

○　月１回のいじめアンケートを実施し，早期にいじめ等の問題事例発見に努める。

（3） 学校評価の活用

毎学期末の学校評価に以下の項目を設け，いじめの早期発見と実態把握，および迅速かつ適切な対応に生かす。また，いじめの未然防止と対応に関する学校および家庭における取組を適切に評価し，改善に生かす。

【職員向け】
- ○ いじめの早期発見に関する取組を積極的に行ったか。
- ○ いじめの未然防止及び再発を防止するための取組を積極的に行ったか。

【児童向け】
- ○ 学校に行くのが楽しいか。
- ○ 自分がいじめられたり，友達がいじめられているのを見たりしていないか。
- ○ 「いじめは絶対にダメ」という心を持ち，友達の体や心を傷つけないように，いつも自分の行動や言葉に気を付けて，友達を大切にしているか。

【保護者向け】
- ○ いじめが原因で悩んだり，登校を渋ったりすることはないか。
- ○ 生命や人権の大切さ，いじめの問題等について，親子で話しているか。
- ○ 学校は，生命や人権を大切にする教育に努め，いじめのない学校・学級づくりに積極的に取り組んでいると思うか。

（4） いじめ防止のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

○　いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し，いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。

○　スクールカウンセラーや専門機関，市教育委員会指導主事等を活用した研修会を積極的に実施する。

（5） インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○　携帯電話やインターネット等を通じて発信される情報の特性（広頒布性，発信者の匿名性等）を踏まえ，児童および保護者が，携帯電話やインターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに，効果的に対処できるようにするため，啓発と指導に努める。

| 令和3年度<br>実績 | 講演会実施　実施日：11月13日（土）PTA 教育講演会「ネットポリス」<br>対象：全保護者 |
| --- | --- |

（6） 学校におけるいじめ防止対策のための組織設置

いじめ防止を実効的に行うため，「生徒指導連絡会」「いじめ対策生徒指導委員会」を設け，いじめや生徒指導上の問題行動等に関する情報交換・共通理解，対応策の検討を行う。

また，外部の構成員を含めた「いじめ対策委員会」を設置し，学校・地域・関係機関等が連携していじめの未然防止に努めるとともに，学校だけでは解決が難しいと判断されるいじめ事案への対応策等について協議する。これらの会は，いじめ事案発生時には緊急に臨時招集するものとする。

| 名　称 | 定例会 | 構成員 | 内　　容 |
| --- | --- | --- | --- |
| **いじめ対策臨時委員会** | 学期1回<br>（※外部機関との連携が必要な場合に実施） | 校長，教頭，生徒指導主任，関係学級担任，養護教諭，学校評議員，スクールガード，スクールカウンセラー，民生委員，医師，警察官 | ○　アンケート調査並びに教育相談等に関する報告・説明と協議<br>○　校外における児童の様子や問題行動等に関する情報交換と，今後の対策の協議<br>○　いじめ事案の概要と，それに対するこれまでの対応や経過等の報告・説明，および今後の対策の協議 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| **心の教育推進委員会** | 月1回（※緊急に招集する場合もある） | 生徒指導主任，関係学級担任，学年主任，養護教諭，担任以外の代表教諭，校長（教頭） | ○　各学級･学年におけるいじめ事案や問題行動等に関する情報交換と，今後の対策の協議<br>○　共通指導事項等に関する検討･共通理解 |
| **生徒指導連絡会** | 週1回（木）職員連絡会 | 全職員 | ○　生徒指導委員会の報告･共通理解<br>○　各学級･学年におけるいじめや生徒指導事案に関する情報交換 |

## いじめ発生時の対応

（1）いじめに対する措置

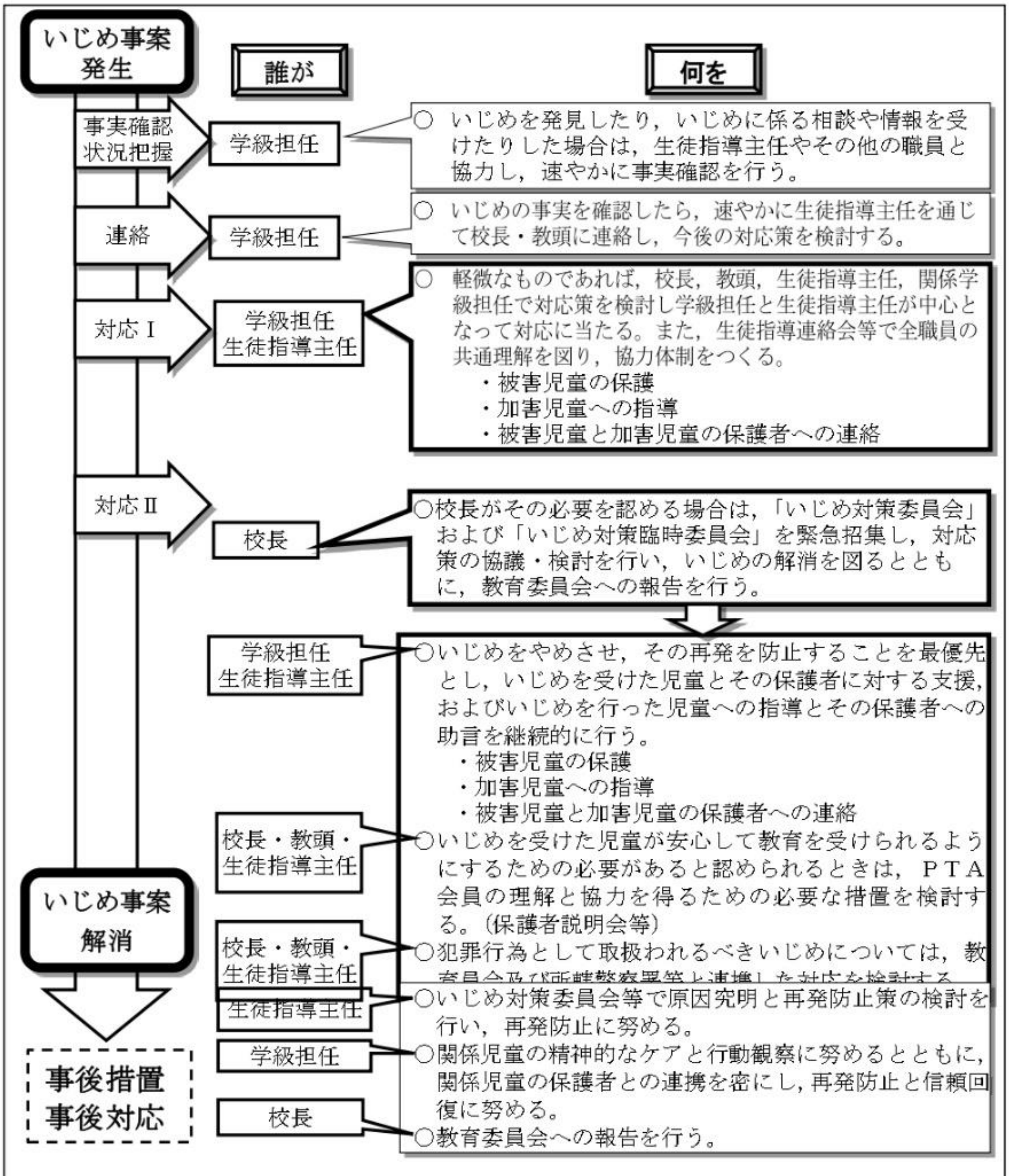

いじめ事案発生時は,学級担任が一人で抱え込むことがないよう,校長･教頭･生徒指導主任を中心とした全職員による協力体制のもとで対応することを基本とする。

日常的に児童等の様子や行動を観察することにより,保護者と連携を図りながら,変化を把握するようにする。けんかやふざけ合いであっても,見えない所で被害が発生している場合もあるため,背景にある事情の調査を行い,児童の感じる被害性に着目し,いじめに該当するか否かを判断するものとする。

児童等がいじめを受けていると分かったときは,いじめの情報を教職員で情報共有し,いじめ防止対策推進法の規定に違反しないようにする。

（2）重大事案への対処

生命･心身又は財産に重大な被害が生じた場合や,相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合,またそれらの疑いがある場合は,以下の対処を行う。

○ 校長は，重大事案が発生した旨を，市教育委員会に速やかに報告する。

○ 校長は，市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置し，事実関係を明確にするための調査を実施する。

○ 調査組織については，公平性・中立性が確保できるように構成する。このため，弁護士，精神科医，学識経験者，心理・福祉の専門家等の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって，当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

○ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。調査方針の説明にあたっては，以下の点について留意する。

・ 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
・ 被害児童・保護者の心情を害する言動は，厳に慎む。
・ 被害児童・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし，信頼関係を構築する。
・ 調査実施前に，被害児童・保護者に対して，以下の事項について説明する。

① 調査目的・目標
② 調査主体（組織の構成，人選）
③ 調査時期・期間（スケジュール，定例報告）
④ 調査事項（いじめの事実関係，学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
⑤ 調査方法（アンケート調査の様式，聴き取りの方法，手順）
⑥ 調査結果の提供（被害者側，加害者側に対する提供等）